＜日本卓球バレー連盟 審判委員会規則と細則＞

＜ 目 次 ＞

日本卓球バレー連盟 審判委員会規則 ……2～3

審判委員会規則の細則
１．検定及び養成講習会について
（1）審査員の審査権 ……4
（2）審査及び認定 …… 4
＜公認審査員推挙基準表＞ …… 5
＜公認審判員の検定基準表＞ …… 6
＜公認指導者・３級審判員の養成講習会の実施について＞ …… 7

２．受験料及び登録料などについて …… 8
＜受験料について＞
＜公認審査員・審判員（２級以上）の年間登録料納入について＞

３．認定証の発行について …… 9

４．事務局の所掌事項 …… 10

５．認定証の規格について …… 10
（1）ロゴマーク
（2）記号及び番号
（3）形状・寸法

６．提出書類の保管について …… 11

【各種様式】 ……12～17
・公認Ａ級審査員認定推挙状 【様式：Ａ】
・公認Ｂ級審査員認定推挙状 【様式：Ｂ】
・検定チェックシート
・日本卓球バレー連盟「公認１・２級審判員」受験申請書及び審査結果報告書【様式１・2】
・日本卓球バレー連盟「公認指導者・３級審判員」登録申請書【様式：３】
・公認資格取得者の「個人情報の取り扱い」について

日本卓球バレー連盟 審判委員会規則

１．目　的

本連盟規約第４条（事業）に定められた審査員・審判員資格の認定及び競技規則に関する業務を行う。

公認審判員制度を統轄し、その運営に当たる。

２．委員の構成

次の委員を置く。

（1）委 員 長：1 名
（2）副委員長：3 名以下（原則各ブロックから 1 名）
（3）委　　員：各ブロックから正副委員長を含め 5 名以下。
　　（但し、常設委員会の委員の定数は、15 人以下）
（4）相 談 役：若干名

３．審判委員の選出

（1）委員長は、委員会運用規則第５条に従い、常設委員の互選によって選出する。
（2）副委員長は、各ブロックに所属する常設委員の互選によって選出できる。
（3）委員長は、会議を主宰し、常設委員会を代表する。
（4）副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
（5）委員は、各ブロックから選出する。
（6）委員及び審査員の審査権を別に定める。
（7）必要に応じ、相談役を置くことができる。
（8）上記いずれの役職とも、任期は日本連盟役員と同じとする。

４．公認審査員及び公認審判員並びに公認指導者について

「審判委員会規則の詳細」により、日本連盟公認審判員制度の規定に基づき、公認審査員及び公認 1～2 級審判員資格の認定審査並びに公認指導者・3 級審判員の養成講習会を行う。

５．審判委員会の所掌

（1）審査員、１級・２級審判員の認定審査会の開催
（2）審査員・審判員（指導者）認定証の発行と管理事務
（3）競技規則の制定と変更に係る事項
（4）公認審判員及び指導者の技術向上に係る事項
（5）卓球バレー指導者・審判員養成講習会の開催及び支援

６．附　則

本規約は、2008 年 10 月 12 日より施行する。
2013 年 4 月制定
2015 年 4 月改正
2018 年 4 月改正
2019 年 4 月改正
2020 年 10 月改正
2021 年 4 月改正
2023 年 12 月 19 日改正

≪審判員制度の組織図≫

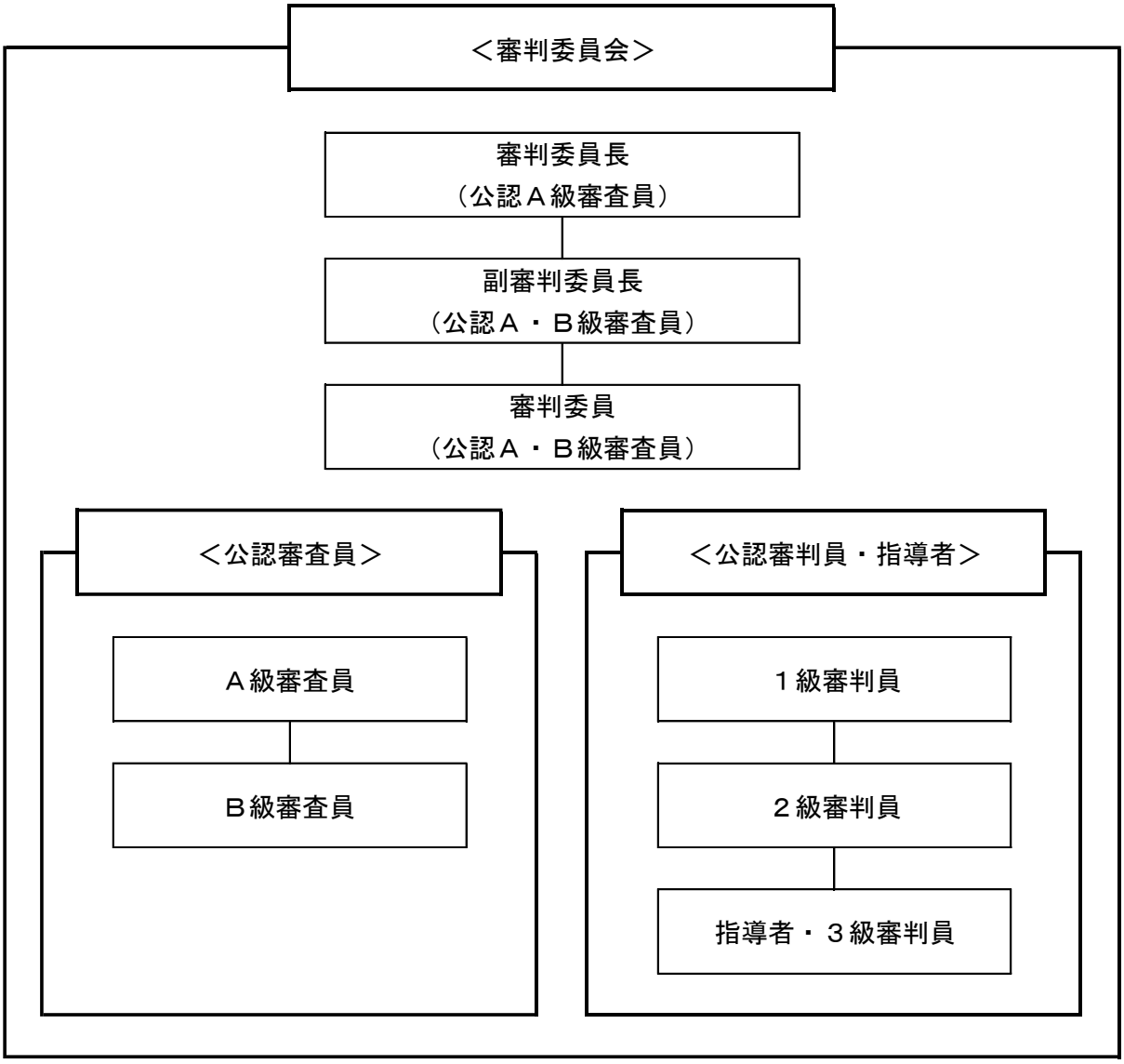
＜審判委員会＞
審判委員長
（公認Ａ級審査員）
副審判委員長
（公認Ａ・Ｂ級審査員）
審判委員
（公認Ａ・Ｂ級審査員）
＜公認審査員＞
Ａ級審査員
Ｂ級審査員
＜公認審判員・指導者＞
１級審判員
２級審判員
指導者・３級審判員

≪審判委員会規則の細則≫

公認審査員及び公指導者・審判員資格に関すること

１．検定及び養成講習会について

（１）審査員の審査権

審査権 対象者	A 級審査員	B 級審査員
公認 A 級審査員	○	×
公認 B 級審査員	○	○
公認 1 級審判員	○	○
公認 2 級審判員	○	○
公認指導者・3 級審判員	○	○

（２）審査及び認定

① 公認 A 級・B 級審査員及び公認 1・2 級審判員の認定は、一定の選出基準（別表）により審査する。

② 公認指導者・3 級審判員資格は、「卓球バレー指導者・審判員養成講習会」を受講することにより取得できる。

③ 推挙・審査、認定、発行までの手続きは、以下の通りとする。

＜公認審査員推挙基準表＞

A 級審査員	条件	「B 級審査員」資格取得者とする。
	推挙の条件	本人からの申し出、又は A 級審査員からの推薦があった時、以下に掲げる条件を精査して推挙する。 1. B 級審査員としての活動経験が概ね 2 年以上あり、1・2 級審判員及び B 級審査員資格受験者の技能の有無を見極める能力がある。 2.「指導者・審判員養成講習会」や「体験会」など卓球バレーに関わる事業に置いて、指導者・講師として優れた技能及び資質を有する。
	認定	1. 審判委員長を除く 2 名以上の A 級審査員による推挙。（A 級認定推挙状＝**【様式:A】**） 2. 審判委員長が承認した者。
	認定後の続き	1. 審判委員長は、該当者と発行日を審判委員会事務局に通知する。 2. 審判委員会事務局は、「名簿の更新」と「認定証の作成」をする。 3. 認定証の送付先は、ブロック長若しくは本人に認定通知書を添えて送付する。 4. 審判委員会事務局は、理事会（理事長）に報告する。
B 級審査員	推挙と条件	本人からの申し出、又は審査員からの推薦があった時、以下に掲げる条件を精査して推挙する。 1. 1・2 級審判員としての技能の有無を見極める能力がある。 2.「指導者・審判員養成講習会」や「体験会」など卓球バレーに関わる事業に置いて、指導者・講師としての技能及び資質を有する。
	認定	1. 審判委員長とブロック長を除く 2 名以上の審査員（A 級審査員 1 名は必須）による推挙。（B 級認定推挙状＝**【様式:B】**） 2. 対象者が所属するブロック長に承認され者。
	認定後の続き	1. ブロック長は、審判委員長に報告する。 2. 審判委員長は、該当者と発行日を審判委員会事務局に通知する。 3. 審判委員会事務局は「名簿の更新」と「認定証の作成」をし、各ブロックの指定された部署に送付する。 但し、認定者が 1 名の場合、ブロックと相談の上、事務局から直接本人に送付してもよい。 4. 各ブロックの指定された部署は、認定通知書を添えて本人に送付する。

＜公認審判員の審査基準表＞

1 級審判員	実施条件	試合形式による競技会とする。
	実施団体	競技会を開催する都道府県協会・ブロック
	受験条件	2 級審判員資格取得後、原則 1 年を経過する者。 受験者が所属する協会会長の推薦を受けた者。 受験者が協会未設立都道府県の場合、近隣協会長もしくはブロック長の推薦**【様式:1･2】**
	審査と認定	1. 受験者は、2 試合以上（主審・副審 1 回以上）の審判を行う。 2. 2 名以上の公認審査員（所属協会以外の審査員を含む）の検定チェックシートによる審査を実施し、規定の審査基準を満たした者を合格とする。 3. 概ね全国大会規模での審判が可能
	手続き	1. **【様式:1･2】**に必要事項を記入する。 2. 合否の結果を受験者が所属する協会会長に報告する。 3. 協会会長は、合格者を審判委員会事務局に報告する。 4. 審判委員会事務局は「名簿の更新」と「認定証を作成」し、各ブロックの指定された部署に送付する。 5. 各ブロックの指定された部署は、認定通知書を添えて本人に送付する。但し、認定者が 1 名の場合、ブロックと相談の上、事務局から直接本人に送付してもよい。
2 級審判員	実施条件	試合形式によるものとする。 交流会・練習会・講習会でも可とする。
	実施団体	競技会等を開催する都道府県協会・ブロック
	受験条件	指導者・3 級審判員資格取得後、原則 1 年を経過する者。 受験者が協会未設立都道府県の場合、近隣協会長もしくはブロック長の推薦**【様式：１・２】**
	審査と認定	1. 競技会等において、実際の競技の場で実施する。 2. 受験者は、2 試合以上（主審・副審 1 回以上）の審判を行う。 3. 2 名以上の公認審査員の検定チェックシートによる審査を実施し、規定の審査基準を満たした者を合格とする。 4. 概ねブロック大会規模での審判が可能
	手続き	1. **【様式:1･2】**に必要事項を記入する。 2. 審査員は、合格者を審判委員会事務局に報告する。 3. 審判委員会事務局は「名簿の更新」と「認定証を作成」し、各ブロックの指定された部署に送付する。 4. 各ブロックの指定された部署は、認定通知書を添えて本人に送付する。但し、認定者が 1 名の場合、ブロックと相談の上、事務局から直接本人に送付してもよい。

＜公認指導者･3級審判員の養成講習会の実施について＞

指導者･ 3 級審判員	実施団体	各協会、各ブロック（普及委員会：未加盟都道府県の場合）
	受講条件	特になし。
	受講・ 認定	公認審査員を講師として「卓球バレー指導者・審判員養成講習会（講義：1 時間以上、実技研修：2 時間以上）を受講し修了した者。
	講義内容	「卓球バレーのあゆみ、現在の普及状況、今後の展望、競技規則等」を講義する。
	実技内容	1. ゲームのやり方及び競技規則の説明を受けながら、コートに着席して行う。 2. ジャッジの練習 競技規則集のハンドシグナルイラストを見ながら、笛（または電子ホイッスル）による合図、ポイントのコール、判定（宣告・ハンドシグナル）の練習をする。 講師の合図とともに、「笛による合図・ポイントのコール（声とハンドシグナル）・ジャッジ（声とハンドシグナル）」の練習を実施する。 3. 主審・副審の練習 ゲームの実際を想定した形式で行う。（審判員ハンドブックによる）
	手続き	1. 修了者は、所定の様式（「公認指導者・3 級審判員」登録申請書【様式:3】）に記入して講習会を実施した開催都道府県に提出する。 2. 講習会を実施した開催県は、web サイトの「★協会未設立都道府県指導者・3 級認定証発行管理」から「認定証番号」を取得し、「認定証」を作成し、「認定通知書」を添えて本人に届ける。

（１）講習会の名称

「卓球バレー指導者・審判員養成講習会」とする。

（２）認定証の作成（印刷・発行）について

講習会を開催する協会で作成できない場合、及び未加盟県は、ブロック事務局又は作成できる協会に依頼する。

＜認定証の作成＞

	作成者	対象都道府県
東ブロック 中ブロック	加盟協会	自県
	ブロック事務局、 ブロック内の都道府県協会	作成依頼があった県
西ブロック	ブロック事務局	全県

（３）発行に関わる費用について

① 受講料（1,000 円）と登録料（1,000 円）は、発行する協会に帰属することを基本する。
他県から依頼を受けて作成（印刷・発送）する協会には、審判委員会から別に定めた規定額（交付金）を負担する。

＜交付金の計算式＞

用紙 1 枚（8 人分）につき 300 円をベースとし、1 人あたり 100 円とする。

【計算例】

	用紙 1 枚（8 人分）＝300 円	1 人分＝100 円	合計
1 人	1 枚×300 円＝300 円	1 人×100 円＝100 円	400 円
2 人	1 枚×300 円＝300 円	2 人×100 円＝200 円	500 円
8 人	1 枚×300 円＝300 円	8 人×100 円＝800 円	1,100 円
9 人	2 枚×300 円＝600 円	9 人×100 円＝900 円	1,500 円
10 人	2 枚×300 円=600 円	10 人×100 円＝1,000 円	1,600 円

② 未加盟都道府県の受講者については所属をブロック付きとし、受講料と登録料はブロックが預かり、使途（以下例）についてはブロックに委ねられる。

〔例 1〕未加盟都道府県が協会を設立し加盟した時に、その協会に戻す。

〔例 2〕他都道府県から講師を依頼した場合、講師料・旅費等として支払う。

（４）印刷について

① 審判委員会が指定する統一したフォームを使用する。

② 出力用紙は、エイワン（A-one）マルチカード（A4 判・2 列 4 段・10 シート入り）品番 51215 を使用する。

２．受験料及び登録料などについて

（１）受験料及び登録料を以下のように定める。

資　格	※受験・受講料	年間登録料	年間登録料の分配比率		
			日本連盟	ブロック	地方協会
公認 A 級審査員	―	5,000 円	3	1	1
公認 B 級審査員	―	5,000 円	3	1	1
公認 1 級審判員	1,000 円 （ブロック・協会）	3,000 円	1	1	1
公認 2 級審判員	1,000 円 （ブロック・協会）	2,000 円	0	1	1
公認指導者・ 3 級審判員	1,000 円 （ブロック・協会）	1,000 円	0	0	1

※1・2 級審判員は「受験料」、指導者・3 級審判員は「受講料」

（２）ブロックの日本連盟への納入について、会計理事との申し合わせにより、以下の通り定める。

① ブロックは、加盟団体から年度初めに登録者から徴収する。

② ブロックは、一括して（未徴収の分も含めて）当該年度の５月末までに日本連盟に納入する。

③ 年度途中で昇級・資格の変更がある時は、次年度から新資格の登録料を納めることとする。

④ 審判員と審査員両方の資格を取得する者は、審査員の登録料を納める。

３．認定証の発行について

（１）昇級などによる認定証の更新について

審判委員会事務局に報告する前に、検定主催者は写真掲載（変更も含む）の希望の有無について本人に確認する。

（２）認定証の破損・紛失などによる再発行について

① 「審査員及び１・２級審判員」は、本人が所属する協会又はブロックを通じて審判委員会事務局に申請し、再発行料 1,000 円を日本連盟に納める。

② 指導者・３級審判員は、再発行料 1,000 円を当該の都道府県協会に納める。

（３）協会未設立都道府県の指導者・３級認定証発行について。

① 認定証作成のための認定証番号は、「★協会未設立都道府県指導者・３級認定証発行管理」ファイルから取得し、各ブロックが発行する。

② 有資格者の情報は、このファイルで管理する。なお、ファイルは各ブロックの普及委員会及び認定証作成者のみが共有し、その取り扱いには十分に留意する。

（４）認定証送付の際の通知文について

認定証に以下の通知書を同封して発送する。

公認審査員・指導者・審判員 各位

日本卓球バレー連盟
審　判　委　員　会

認定証の送付について

平素は卓球バレー普及活動にご尽力をいただき誠にありがとうございます。

ここに新しい公認認定証をお送りします。

大会で審判員、また講習会等で卓球バレーの指導をしていただく際、名札として首から吊るしてお用いください。名札は裏返りやすいので、クリップを服に挟んでいただいて使用していただきますようお願いいたします。

卓球バレーの普及活動、また大会での審判員としてのご支援とご協力をいただくことをお願い申し上げますと共に、貴殿のご健勝とご活躍をお祈りいたします。

４．事務局の所掌事項

（1）審判員・審査員名簿の管理（更新）

（2）認定証の作成と発送（2 級審判員以上及び審査員）

（3）必要に応じて所属協会事務局への通知（2 級審判員以上、審査員）

（4）審判委員長への報告

（5）年間登録料納入の確認（会計から）

（6）次年度第 1 回定例理事会への報告書作成

① 公認審査員・審判員の登録者数及び納入者数一覧

② 審査員及び 1 級審判員名簿の作成

５．認定証の規格について

（１）ロゴマーク（英文字と漢字を省く（JTVF のみ））を入れる。

（２）記号及び番号

頭から、A 級審査員＝「A」、B 級審査員＝「B」、1 級審判員＝「1」、2 級審判員＝「2」、指導者（3 級）については、普及委員会公認＝□、地方協会公認＝□。

次に、「都道府県番号」、次に通し番号（4 桁）とする。

〔例〕：公認 2 級審判員の場合　北海道「2-01-0001」、京都「2-26-0001」、大分「2-44-0001」

※但し、「未加盟協会」及び「協会未設立都道府県」における「公認指導者・3 級審判員資格」については、当該ブロック付きとする。

〔例〕：東ブロックの場合「3-E-0001」

（３）名札の形状・寸法等

① 名札ケースの寸法は、縦 69mm×横 97mm で、プラスチックケース（軟質）に入れ、首から紐でぶら下げる。

② 名札は以下のように作成する。**ただし、「写真」部分の使用方法は個人の自由とする。**

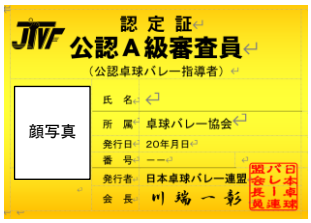

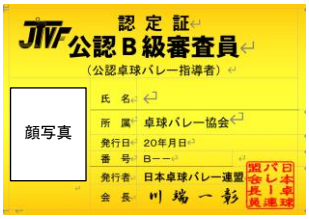

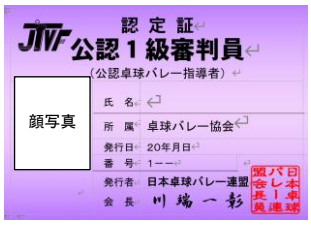

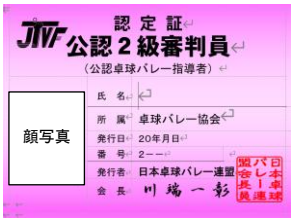

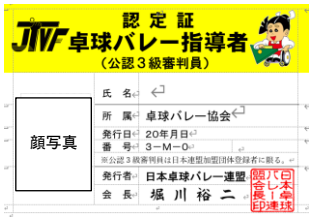

６．提出書類の保管について

	書式名	提出者	提出先	保管先	保管期限
1	公認Ａ級審査員への昇級認定者の推挙状 **【様式：Ａ】**	推　挙　者 （Ａ級審査員）	日本卓球バレー連盟 審判委員会 委員長	日本卓球バレー連盟 審判委員会事務局	提出日より 1 年間
2	公認Ｂ級審査員への昇級認定者の推挙状 **【様式：Ｂ】**	推　挙　者 （審査員）	日本卓球バレー連盟 東・中・西ブロック長	日本卓球バレー連盟 審判委員会事務局	提出日より 1 年間
3	「公認１・２級審判員」 検定チェックシート	検定審査員	大会を主催した 都道府県 卓球バレー協会	都道府県卓球バレー 協会事務局	提出日より 1 年間
4	「公認１・２級審判員受験申請書」及び「審査結果報告書」 **【様式：１・２】**	受 験 者	協会会長	日本卓球バレー連盟 審判委員会事務局	提出日より 1 年間
5	「公認指導者･3 級審判員」 登録申請書 **【様式：３】**	公認審査員	都道府県卓球バレー 協会事務局	都道府県卓球バレー 協会事務局	認定証が 発行される まで

＊保管期限経過後-、保管先にて破棄。

【各種様式】

【様式:A】

公認Ａ級審査員認定推挙状

＜申請先＞　日本卓球バレー連盟　審判委員会

委員長　＿＿＿＿＿＿＿＿様

申　請　日	年　　月　　日	
推　挙　者 （A級審査員）		＿＿＿＿＿卓球バレー協会
		＿＿＿＿＿卓球バレー協会
		＿＿＿＿＿卓球バレー協会
		＿＿＿＿＿卓球バレー協会
		＿＿＿＿＿卓球バレー協会

被 推 挙 者	フリガナ	生年月日	年　　月　　日生
所属団体名	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿卓球バレー協会		
現在の資格	B 級審査員　1 級審判員　2 級審判員 指導者・3 級審判員　無資格	取得年月日	20　　年　　月　　日
推挙の経緯	□　本人からの申し出　　□　審査員による推薦		
推挙の理由			
認定証の送付先	□　本人　　□　ブロック長　　□ブロック事務局　　□都道府県協会事務局		

＜決定書＞

上記の者をＡ級審査員に認定する。

年　　月　　日

日本卓球バレー連盟　審判委員長　＿＿＿＿＿＿＿＿　印

【様式:B】

公認Ｂ級審査員認定推挙状

＜申請先＞　日本卓球バレー連盟

＿＿＿ブロック長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

申 請 日	年　　月　　日		
推　挙　者 （審査員氏名）	A 級審査員		＿＿＿＿＿卓球バレー協会
	A 級・B 級　審査員		＿＿＿＿＿卓球バレー協会
	A 級・B 級　審査員		＿＿＿＿＿卓球バレー協会
	A 級・B 級　審査員		＿＿＿＿＿卓球バレー協会

被 推 挙 者	フリガナ	生年月日	年　　月　　日生
所属団体名	＿＿＿＿＿卓球バレー協会		
現在の資格	1 級審判員　2 級審判員 指導者・3 級審判員　無資格	取得年月日	20　　年　　月　　日
推挙の経緯	□　本人からの申し出　　□　審査員による推薦		
推挙の理由			
認定証の送付先	□　本人　　□　ブロック長　　□ブロック事務局　　□都道府県協会事務局		

＜決定書＞

上記の者を B 級審査員に認定する。

年　　月　　日

日本卓球バレー連盟　＿＿ブロック長　＿＿＿＿＿＿＿＿　印

日本卓球バレー連盟公認審判員 検定チェックシート

期　日	年　月　日				
受験級	１級 ・ ２級	受験者名		所 属	＿＿＿＿卓球バレー協会
大会名			会場名		
対戦カード	主審・副審	対	主審・副審	対	

＜項目評価＞		５段階評価	小計	メモ欄
１．審判技能	５＝大変優れている　４＝優れている　３＝可　２＝やや劣る　１不可			
(1)	競技規則が理解できている。	1・2・3・4・5		
(2)	的確な判定ができる。(見落とし・ミスジャッジはないか)	1・2・3・4・5		
(3)	競技者に対して必要に応じた説明等ができる。	1・2・3・4・5		
(4)	トラブルなど不測時に適切な対処が施せる。	1・2・3・4・5		
(5)	時間の調整・管理等試合をスムーズに進められる。(無駄はないか)	1・2・3・4・5		
２．合図・確認など				
(1)	合図の一連の動作（笛➔ポイントコール➔判定）ができる。	1・2・3・4・5		
(2)	ハンドシグナルが正確。	1・2・3・4・5		
(3)	笛の音量や発声が明瞭・適量。	1・2・3・4・5		
(4)	立つ位置・見る角度が適切。	1・2・3・4・5		
(5)	コートや用具の点検や安全確認は確実に行われていたか。	1・2・3・4・5		
３．連携・協力・協調				
(1)	主審と副審同士のアイコンタクトがとれている。	1・2・3・4・5		
(2)	副審は、主審の見えないところへの援助ができる。	1・2・3・4・5		
(3)	主審・副審・得点係は、互いに連携が図れている。	1・2・3・4・5		
(4)	主審は、主体性をもって運営できる。	1・2・3・4・5		
(5)	副審としての役割を把握し、実践できる。 ①サーブ時の姿勢　②笛吹きのタイミング（ワンクッション遅く吹く）　③主審からの質問に対する回答	1・2・3・4・5		
４．審判員としての資質				
(1)	態度は毅然としている。	1・2・3・4・5		
(2)	服装や言動が適切。	1・2・3・4・5		
(3)	試合前後の挨拶・申し合わせ事項の確認などができている。	1・2・3・4・5		
(4)	選手の障害が理解できている。	1・2・3・4・5		
(5)	選手への思いやりや適切な配慮がある。	1・2・3・4・5		

＜判定基準＞		＜判定＞		
１級	各項目20点以上。合計得点が概ね80点以上で合格。2は不可。	合計点		合 ・ 否
２級	各項目15点以上。合計得点が合計60点以上で合格。1は不可。	合計点		合 ・ 否

＜アドバイス＞

検定員署名	審査員資格	所　属
シート記入者	Ａ級 ・ Ｂ級	＿＿＿＿卓球バレー協会
	Ａ級 ・ Ｂ級	＿＿＿＿卓球バレー協会
	Ａ級 ・ Ｂ級	＿＿＿＿卓球バレー協会
	Ａ級 ・ Ｂ級	＿＿＿＿卓球バレー協会

【様式：１・２】

「公認１・２級審判員受験申請書」及び「審査結果報告書」

＜提出先＞　受験者⇒所属協会会長⇒事業実施協会⇒審判委員会事務局

申請日	年　　月　　日
推薦者	卓球バレー協会会長 ＿＿＿＿＿＿　ブ　ロ　ッ　ク　長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印 ※受験者が協会未設立都道府県の場合、推薦者はブロック長とする。

下記の者を、**公認　１級　・　２級**　審判員検定試験を受験することを認める。

氏　名	フリガナ		
住　所	〒　　－		
生年月日	大正・昭和・平成　　年　　月　　日生（　　歳）		
電　話		FAX	
メール アドレス	パソコン		
	ケータイ		
職場名 学校名			
公認指導者・3 級審判員資格取得	年　　月　　日		
公認 2 級審判員資格取得	年　　月　　日		

＜審査結果＞

検 定 日	年　　月　　日		合否判定	**合各　・　不合格**
審査員氏名	A 級・B 級　審査員		＿＿＿＿卓球バレー協会	
	A 級・B 級　審査員		＿＿＿＿卓球バレー協会	
	A 級・B 級　審査員		＿＿＿＿卓球バレー協会	
	A 級・B 級　審査員		＿＿＿＿卓球バレー協会	
認定証の 送付先	本人　　□　ブロック長　　□ブロック事務局　　□都道府県協会事務局			

【様式：３】

日本卓球バレー連盟「公認指導者・３級審判員」登録申請書

提出先：＿＿＿＿＿＿卓球バレー協会

下記の者は、卓球バレー指導者・指導員養成講習会を修了したことを証明する。

講師名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（　＿＿＿＿卓球バレー協会）

申請日	20　　年　　月　　日	
氏　名	フリガナ	
住　所	〒　　－	
生年月日	西暦　　年　　月　　日生（　　歳）	男・女
電　話		
FAX		
メール アドレス	パソコン	
	ケータイ	
職場名 学校名	学部等専攻＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	
備　考		
私は、登録および認定証発行に基づく、貴連盟の「個人情報の取り扱い」（別紙）に同意します。 署名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿		

※認定証発行時に写真掲載を希望される方は、主催者にお声掛けください。

【個人情報の取り扱いについて】

各　位

日本卓球バレー連盟
会長　堀川 裕二

公認資格取得者の「個人情報の取り扱い」について

本連盟では、公認資格取得者の登録および認定証[注1)]発行にあたり、資格登録申請書[注2)]の提出により個人情報をご提供いただいております。

これらの個人情報につきましては、次の目的に限り適切に管理・利用させていただきます。

1．認定証の作成および発行

2．資格保有者の登録および資格管理

3．本連盟が主催・共催・後援する大会等における審判の選任や連絡

4．各種通知（資格更新、研修会案内等）

5．必要に応じた本人確認

ご提出いただいた個人情報は、法令に基づく場合を除き、本人の同意なく第三者に提供することはありません。また、下記の表に示す各管理者が適切な安全管理措置（データ化）を講じた上で責任をもって保管し、資格取得者の退会等より不要となった場合は速やかに削除いたします。

なお、認定証作成に伴い資格取得者の希望により一時的に保有することになった写真データについては、発行後速やかに削除いたします。

表. 資格別管理者一覧

	連　盟	ブロック	協　会
指導者（協会無所属）	―	○	
指導者・3 級審判員	―	―	○
1 級、2級審判員	○	○	○
A 級、B 級審査員	○	○	○

ご不明な点やご質問等がございましたら、養成講習会主催者または上記の表に記載の各担当管理者までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

注1）「審判委員会規則の細則」及び「普及委員会規則の細則」、『認定証の規格』
注2）「審判委員会規則の細則」及び「普及委員会規則の細則」、『登録申請書：様式3』

以上